6. 特定事業・その他事業

特定事業は、基本構想で定める重点整備地区内の生活関連施設及び生活関連経路の 重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、「公共交通特定事業」、「道路特 定事業」、「都市公園特定事業」、「建築物特定事業」、「交通安全特定事業」に区分され、 各事業者が基本構想に即して事業計画を作成し、事業を実施します。

その他事業とは、特定事業以外に移動円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項や必要な事業であり、各事業者により事業実施に努めるものです。

整備内容については、地区の現状や地元意向、国で定めた移動円滑化基準との整合を図り事業者別に整理します。

(1)目標とする整備時期

特定事業・その他事業は、バリアフリー新法及びその基本方針に基づき平成 32 年 (2020 年)までの整備を目標として交通事業者や施設管理者等が実施する事業ですが、関係者間で調整を必要とするもの、基準等の明確化が必要なもの、新たな製品開発が必要なもの、大規模な改修が必要なもの、実施予定時期を明確にできないものもあります。

このため、目標とする整備時期を下記のとおり2つに区分し、地区の重点的かつー体的なバリアフリー化を推進していきます。

また、ソフト面の取組みについては時期を定めず継続的に取り組むものとします。

●目標とする整備時期

整備時期A	〈短期事業〉 着手済み、又は平成 23 年度中に着手が予定され、平成 27 年 (2015 年) までの完 了を目標に推進する事業。
整備時期B	〈中長期事業〉 現在の技術水準や開発動向、既存設備の更新時期等を勘案し、平成 24 年以降に 着手し、平成 32 年 (2020 年) までの完了を目標に推進する事業。

(2) 公共交通特定事業

公共交通特定事業は、特定旅客施設の整備と特定車両の整備に大別されます。

特定旅客施設の整備は、各管理者が基本構想に即して公共交通特定事業計画を作成し、特定旅客施設内においてバリアフリー化のために必要な設備等の整備を推進します。

特定車両の整備は、新規車両導入時にバリアフリーへ対応させるとともに、既存 車両のバリアフリー化を推進します。

特定旅客施設であるJR安倍川駅については、静岡市が進める安倍川駅周辺整備 事業に併せバリアフリー化を図るとともに、駅舎と併せて駅前広場や道路整備を行い駅へのアクセス性向上を推進します。

これにより、バス等の交通需要が高まることが想定されることから、利用状況に 応じてバス運行経路の検討を行います。

JR安倍川駅【 主事業者:JR東海】					
	※整備時期 A: 既着手・H23 中に着手 B: H24 以降着=				
整備項目	概要	整備時期			
歪 脯項口	19.1女	Α	В		
移動円滑化された経路の確保	・改札口からプラットホームへ至る経路の段差解消				
誘導・案内施設の整備	・段差解消の整備に対応したサインや視覚障がい者 誘導用ブロックを経路上に適切に配置	工事協定締約 後、駅舎改築に 着手			
駅構内施設の整備	・車いす利用者に対応した蹴込み付き券売機の設置 ・身体障がい者、高齢者等の使用に配慮した多機能 トイレの設置				

バス車両【主事業者:バス事業者】 ※整備時期 A: 既着手・H23 中に着手 B: H24 以降着手				
整備項目	概要	整備F A		
運行経路の検討	・JR安倍川駅へ接続する運行経路の検討	安倍川 整備と 検討実施	併せて	
低床バスの導入検討	・車両更新時にバリアフリー化へ対応	継続	実施	
職員の教育訓練	・バリアフリーへの意識の高揚、高齢者・障がい 者等のサポートなど教育訓練の充実	継続	実施	

(3) 道路特定事業

道路特定事業は、道路管理者が基本構想に即して道路特定事業計画を作成し、歩 道の平坦化、視覚障がい者誘導用ブロック敷設など、円滑な移動経路の確保を推進 するとともに、歩車分離されていない歩行者優先の路線についてはコミュニティ道 路の検討など歩行者や自転車利用者等の安全かつ安心な通行空間の確保に努めま す。

また、整備の進捗によりバリアフリー化された生活関連経路へ誘導する案内標識の設置等情報提供の検討についても進めていきます。

主な生活関連経路【主事業者:静岡市】 ※整備時期 A: 既着手・H23 中に着手 B: H24 以降着手				
数			整備時期	
整備項目	概要	Α	В	
歩道端部等の段差解消	・車道横断部の段差改善 ・側溝蓋等の段差改善		0	
歩道勾配の緩和	・交差点部・車両乗入部等歩道勾配の緩和 ・歩道の平坦化		0	
連続した円滑な移動経路の確保	・歩道未整備区間の整備 ・歩道有効幅員の確保 ・連続性に配慮した視覚障がい者誘導用ブロックの整備		0	
安全・安心・快適性の向上	・滑りにくく、水はけのよい舗装面の整備 ・照明、休憩施設の設置検討 ・低床バスに合わせた利用しやすいバス停整備 ・道路上障害物の撤去(移設・統合等)		0	

その他生活関連経路【主事業者:静岡市 】				
※整備時期 A: 既着手・H23 中に着手 B: H24 以降着手				
₽ 整備項目	概要		整備時期	
正備沒口	1纵女	Α	В	
	・車道横断部、民地乗入部の段差改善			
歩道端部等の段差解消	・側溝蓋等の段差改善		0	
	・交差点部・車両乗入部等歩道勾配の緩和			
歩道勾配の緩和	・歩道の平坦化		0	
`亩结」 +-□ 沿北和级吸	・歩道未整備区間の整備			
連続した円滑な移動経路 の確保	・歩道有効幅員の確保	0	0	
の確保	・連続性に配慮した視覚障がい者誘導用ブロックの整備			
	・歩行者と自動車の通行区分明確化など安全対策の推進			
	・滑りにくく、水はけのよい舗装面の整備			
安全・安心・快適性の向上	・照明、休憩施設の設置検討	0	0	
	・低床バスに合わせた利用しやすいバス停整備			
	・道路上障害物の撤去(移設・統合等)			

(4) 都市公園特定事業

都市公園特定事業は、公園管理者等が基本構想に即して都市公園特定事業計画を作成し、都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設のバリアフリー化を推進 します。

本構想では、重点整備地区内の近隣公園である「みずほ公園」及び、主な生活関連 経路に面した「寺田鎌田第2公園」を早期の移動円滑化整備の必要性がある都市公園 と位置付けましたが、これまでに策定してきた「静岡駅周辺地区」「東静岡周辺地区」 の交通バリアフリー基本構想と併せた一体的な整備が望まれます。

都市公園特定事業【主事業者:静岡市】 ※整備時期 A: 既着手・H23 中に着手 B: H24 以降着手				
整備項目	概要	整備時期		
正		Α	В	
出入口・公園施設間経路の整備	・出入口の段差解消 幅員・平坦部の確保 ・移動円滑化園路の確保	0	0	
主要公園施設のバリアフリー化	・車イス使用者等用便房の設置 ・高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した 水飲み等の整備	0	0	

(5) 建築物特定事業

建築物特定事業は、特別特定建築物におけるバリアフリー化に必要な建築物特定施設の整備に関する事業と、生活関連経路を含む特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化に必要な建築物特定施設の整備に関する事業に大別され、関係建築主等が基本構想に即して建築物特定事業計画を作成してバリアフリー化を推進します。

また、今後建築(新築・増築・改築)される特定建築物についても各建築主のバリアフリー化への最大限の配慮を求めます。

建築物特定事業【主事業者:静岡市、建築主】 ※整備時期 A: 既着手・H23 中に着手 B: H24 以降着手					
整備項目	概要	整備時期			
正備为口	1M X		В		
特別特定建築物のバリアフリー化	・既存建築物における建築物特定施設の バリアフリー化整備検討		0		

高齢者、	障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)
法第2条第16号	特定建築物
	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、
	共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又は
	その部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
法第2条第17号	特別特定建築物
	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用す
	る特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める
	ものをいう。
法第2条第18号	建築物特定施設
	出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他
	の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

(6) 交通安全特定事業

交通安全特定事業は、静岡県公安委員会が基本構想に即して交通安全特定事業計画を作成し、視覚障がい者用信号機の設置などバリアフリー化を推進します。

交通安全特定事業【主事業者:公安委員会】 ※整備時期 A: 既着手・H23 中に着手 B: H24 以降着手				
整備項目	概要	整備時期		
金川項目		Α	В	
既設信号の改良・改善	主要経路に音響信号等の設置検討		0	
道路標識・標示の高度化	・道路標識・標示の視認性向上等		0	
違法駐車・駐輪行為防止	・違法駐車・駐輪行為の取締り強化及び、 広報・啓蒙活動の推進	継続	実施	

(7) その他事業

その他事業は、駅前広場や駐輪場整備をはじめとした特定事業以外の移動円滑化 に資する市街地の整備改善に関する事項や必要な事業であり、静岡市が関係機関や 事業者、市民と協働して事業を推進していきます。

また、生活関連経路や生活関連施設に接続・隣接する商店街等の施設においては、利用者が安全かつ円滑に利用できるように各管理者へ最大限の配慮を求めます。

その他事業	※整備時期 A: 既着手・H23 中に着手	B:H24 以	L降着手
整備項目	概要	整備時期	
	似女	Α	В
交通機関乗継ぎ環境の整備	・駅前広場の整備 ・バス停のバリアフリー化 (時刻表の視認性・認識性向上及び休憩施設・ 上屋設置可能箇所の検討)	0	0
駐輪場の整備	・駅前駐輪場の整備 ・既存駐輪場の改修 (パルおさだ・安倍川駅自転車等駐車場)	0	0
JR横断地下道の整備	・板地森地下道の改修検討		0
情報のバリアフリーの推進	・一体性・連続性のある案内標識の設置	継続実施	
心のバリアフリーの推進	・放置自転車等の対策・指導 ・迷惑駐車・駐輪行為防止及び道路上にはみ出している看板の解消など広報・啓蒙活動推進・市職員のバリアフリーへの意識の高揚、高齢者・障がい者等のサポートなど教育訓練の充実・学校教育等におけるバリアフリーの推進	継続実施	
商店街のバリアフリー化推進	・店舗出入口等改築時におけるバリアフリー化	継続実施	